

住宅省エネルギー性能証明書発行業務 証明手数料表

【新築住宅・新築住宅の取得】

(単位:円、税別)

	手数料	当機関評価書等の利用 ※1	当機関で確認等の利用 ※2
一戸建住宅 (新築)	35,000	▲10,000	▲5,000
共同住宅等 (新築)	$45000+3000 \times (N-1)$		

(N:申請住戸数)

(※1)当機関で発行した確認可能な証明書は以下とし、手数料から上記の金額を減額とする。

(以下の図書等の内容で基準への適合が確認出来る場合に限る)

- 1) 設計住宅性能評価書
- 2) フラット35適合証明書
- 3) BELS評価書

(※2)当機関で**建築確認及び完了検査**を同時利用した場合は、手数料から上記の金額を減額する。

(※3)※1及び※2の両方適用可。

(注4)併用住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅)
の手数料は一戸建ての住宅とする。

(注5)共同住宅等において、1住戸のみの申請の場合の手数料は一戸建ての住宅の額とする。

(注6)再発行手数料は一通につき**10,000円(税別)**とする。

(注7)「共同住宅等」とは一戸建住宅以外をいう。 ※共同住宅、長屋など

(注8)この証明業務手数料表は令和5年12月1日から施行する。